

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年7月29日
【会社名】	富士通株式会社
【英訳名】	FUJITSU LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 時田 隆仁
【本店の所在の場所】	神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号 (上記は登記上の本店所在地であり、本社業務は下記「最寄りの連絡場所」において行っております。)
【電話番号】	044(777)1111(代表)
【事務連絡者氏名】	法務・知財・内部統制推進本部 コーポレートガバナンス法務部 シニアマネージャー 桐野 哲平
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目5番2号(汐留シティセンター)
【電話番号】	03(6252)2220(代表)
【事務連絡者氏名】	法務・知財・内部統制推進本部 コーポレートガバナンス法務部 シニアマネージャー 桐野 哲平
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 940,717,470円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	47,487株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株です。

#### （注）1．募集の目的及び理由

当社は、当社及び当社の一部国内子会社の対象役員等（後に定義します。）に対する業績連動型株式報酬制度（以下、「業績連動型株式報酬制度」といいます。）を導入しております。本募集は、業績連動型株式報酬制度を踏まえ、2021年7月29日開催の取締役会における決議に基づき行われるものです。なお、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、割当予定先である対象役員等（以下、「付与対象者」といいます。）に対して付与された金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることにより、自己株式の処分により交付されるものです。

#### <対象役員等に対する業績連動型株式報酬制度>

当社は、2017年4月28日開催の取締役会において、業務執行取締役（代表取締役及び執行役員を兼務する取締役をいいます。以下同じです。）に対し、業績に連動して当社株式を報酬として付与する制度の導入を決議し、2017年6月26日開催の第117回定時株主総会において、非金銭報酬として当社普通株式を、年額3億円以内、割当てる株式総数を年4.3万株（\*1）以内とすることを決議いただいております。また、2021年6月28日開催の第121回定時株主総会において、この上限額を、年額12億円以内、割当てる株式総数を年7.5万株以内に改定するとともに、制度の具体的な内容につき、改めて決議いただきました。

\*1 2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合をしたことから、株式併合後の株式数を記載しております。

なお、当社は、当社の業務執行取締役の他に、当社の執行役員及び常務理事（\*2）もこの業績連動型株式報酬制度の対象とし、当社の一部国内子会社の業務執行取締役並びに執行役員及び常務理事等に対しても同様の制度を展開していくことを2017年4月28日開催の取締役会において決議しております（\*3）。また、職責に応じた区分であるFUJITSU LevelにおけるSVPに認定された従業員へのこの業績連動型株式報酬制度の展開については、2019年12月16日開催の経営会議において、またVPに認定された従業員への展開については、2020年3月23日開催の経営会議において決定しております。さらに、当社の理事の一部に対しては、この業績連動型株式報酬制度における業績判定期間を1年に変更したうえで展開することを2019年11月29日の代表取締役社長の決裁に基づき決定しております（業績連動型株式報酬制度の対象となる当社及び当社の一部国内子会社の業務執行取締役並びに執行役員、理事（\*2）及びFUJITSU LevelにおいてSVP又はVPに認定された従業員等を合わせて、以下「対象役員等」といいます。）。

\*2 当社は、2018年度より、常務理事を廃止し、新たな役職として理事を創設しました。2019年3月29日の代表取締役社長の決裁に基づき、理事についてもこの業績連動型株式報酬制度の対象としております。

\*3 当社子会社定款の規定に基づき、当社子会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社子会社から付与する財産上の利益については、当社が決定しております。

制度の概要につきましては、以下の通りです。

#### <業績連動型株式報酬制度の概要>

当社は、対象役員等に中長期的な企業価値向上のインセンティブを与えると同時に、株主のみなさまの視点での経営を一層促すため、業績連動型株式報酬制度を導入しております。

#### 制度の概要

当社は、対象役員等に対して、あらかじめ役位に応じた基準株式数、業績判定期間（3事業年度）及び業績目標を提示します。そして、業績達成水準に応じて基準株式数に一定係数をかけて算出した数の当社株式を事業年度毎及び業績判定期間終了時に計算し、業績判定期間中に継続して業績連動型株式報酬制度の対象役員等の地位にあったことを条件として、業績判定期間の終了をもって、対象役員等毎にその合計株式を割当てます。このとき、対象役員等には割当株式の時価相当額の金銭報酬債権を支給し、対象役員等は、この金銭報酬債権を、割当てられた株式に対し出資して、当社株式を取得します。

取得した当社株式は、インサイダー取引規制に係らない限り、任意に譲渡することが可能となります。

#### 業績達成水準の指標及び係数

当社の連結決算における売上収益と営業利益を指標として、あらかじめ定めた業績目標に対する業績達成水準に応じて一定の範囲で係数を設定します。

##### 1株当たりの払込金額

業績連動型株式報酬制度における対象役員等に割当てられた当社株式1株当たりの払込金額は、割当てを決定した取締役会開催日の前営業日の東京証券取引所における終値等、払込期日における当社株式の公正な価格とします。

##### 金銭報酬債権の支給及び当社株式の割当てに関する条件

業績判定期間が終了し、業績判定期間中に対象役員等が継続してその地位にあったことを条件として、各対象役員等に対して金銭報酬債権を支給し、その全部を現物出資させることで、各対象役員等に当社株式を割当てます。ただし、業績連動型株式報酬制度の対象となる対象役員等が、当社が正当と認める理由により、業績判定期間が満了する前に上記の地位を喪失した場合は、当社は割当株式の数及び割当ての時期を、必要に応じて合理的に調整します。

##### その他

組織再編時等における業績連動型株式報酬制度の取扱い、基準株式数に関する株式分割又は株式併合時の取扱いその他制度の詳細は、当社取締役会の決議又は株式報酬規程等(当社の一部子会社における株式報酬規程等を含みます。)をもって定めております。

#### 2. 振替機関の名称及び住所

本有価証券届出書の対象となる当社普通株式については、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用があります。振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

## 2【株式募集の方法及び条件】

### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	47,487株	940,717,470	
一般募集			
計(総発行株式)	47,487株	940,717,470	

- (注) 1. 「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注) 1. 募集の目的及び理由」に記載の業績連動型株式報酬制度に基づき、当社普通株式を付与対象者に割当てる方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 現物出資の目的とする財産は、業績連動型株式報酬制度に基づく2018～2020年度分(一部の付与対象者については2021年度分を含む)の株式報酬として、当社又は当社子会社から付与対象者に付与された金銭報酬債権であり、それぞれの内容は以下のとおりです。

	割当株数	払込金額(円)
当社役員及び従業員: 45名	36,249株	718,092,690
当社国内子会社の役員及び従業員: 42名	11,238株	222,624,780

(注) 「役員」には、業務執行取締役を含みます。また、退任又は退職した者も含みます。

### (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
19,810		1株	2021年8月10日 ～2021年8月17日		2021年8月18日

- (注) 1. 「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注) 1. 募集の目的及び理由」に記載の業績連動型株式報酬制度に基づき、当社普通株式を付与対象者に割当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 本自己株式処分は、業績連動型株式報酬制度に基づき株式報酬として付与された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資により行われるため、金銭による払込はありません。

### (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
富士通株式会社 本社	東京都港区東新橋一丁目5番2号

### (4)【払込取扱場所】

店名	所在地

(注) 株式報酬として付与された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

## 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行による手取金の使途】

### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
	2,000,000	

- (注) 1. 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。  
 2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。  
 3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用、外部弁護士費用等であります。

### (2)【手取金の使途】

本自己株式処分は、業績連動型株式報酬制度に基づき、株式報酬として付与された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資により行われるものであり、金銭による払込みはありません。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、2021年7月29日開催の取締役会において、海外子会社株式報酬制度に基づき、本邦以外の地域における海外子会社対象役員等6名（以下「海外対象者」といいます。）に対して付与された金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることにより、自己株式を処分することを決議し、これに従ってかかる当社普通株式の募集が開始されました。

当該募集の概要は以下のとおりです。

- (注) 当社は、2017年12月5日開催のグローバル報酬委員会（\*1）において、当社の一部海外子会社の一定の役員及び従業員（海外子会社株式報酬制度の対象となるFUJITSU LevelにおいてSVP以上に認定された一部海外子会社の役員及び従業員を、以下「海外子会社対象役員等」といいます。）に対し、業績に連動する業績連動型株式ユニット（以下、「PSU」といいます。）及び業績に連動しない譲渡制限株式ユニット（以下、「RSU」といいます。）に基づき当社株式を報酬として付与する制度（以下、「海外子会社株式報酬制度」といいます。）の導入を決議しております。

\*1 海外子会社株式報酬制度の導入時に設置していた、グローバルコーポレート部門担当の副社長を委員長とし、海外子会社のFUJITSU LevelにおけるVP以上を対象とする報酬額及びインセンティブ制度について審議及び決議することを目的とした会議体です。現在、本会議体は廃止されております。

制度の概要につきましては、以下の通りです。

### < 海外子会社株式報酬制度の概要 >

当社は、海外子会社対象役員等にも中長期的な企業価値向上のインセンティブを与えるとともに、株主のみなさまの視点での経営を一層促すため、海外子会社株式報酬制度を導入しております。

#### 制度の概要

##### ア) PSUの概要

海外子会社対象役員等に対して、あらかじめ海外子会社対象役員等毎に定めた基準株式数、業績判定期間（3事業年度）及び業績目標を提示します。そして、業績達成水準に応じて基準株式数に一定係数をかけて算出した数の当社株式を事業年度毎及び業績判定期間終了時に計算し、業績判定期間中に継続して海外子会社対象役員等の地位にあったことを条件として、業績判定期間の終了をもって、海外子会社対象役員等毎にその合計株式を割当てます。

##### イ) RSUの概要

海外子会社対象役員等に対して、あらかじめ対象者毎に付与する当社株式の数を定め、権利算定期間である3事業年度中に継続してその地位にあったことを条件として、3事業年度の終了をもって、海外子会社対象役員等毎にその株式を割当てます。

PSU及びRSUいずれに基づく割当ての場合においても、海外子会社対象役員等には割当て株式の時価相当額の金銭報酬債権を支給し、海外子会社対象役員等は、この金銭報酬債権を、割当てられた株式に対し出資して、当社株式を取得します。また、取得した当社株式は、インサイダー取引規制に係らない限り、任意に譲渡することが可能となります。

##### PSUにおける業績達成水準の指標及び係数

当社の連結決算における売上収益と営業利益又は海外子会社対象役員等の担当領域における売上収益と営業利益を指標として、あらかじめ定めた業績目標に対する業績達成水準に応じて一定の範囲で係数を設定します。

## 1株当たりの払込金額

海外子会社株式報酬制度における海外子会社対象役員等に割当てられた当社株式1株当たりの払込金額は、割当てを決定した取締役会開催日の前営業日の東京証券取引所における終値等、払込期日における当社株式の公正な価格とします。

金銭報酬債権の支給及び当社株式の割当てに関する条件

PSUについては、業績判定期間が終了し、業績判定期間中に海外子会社対象役員等が継続してその地位にあったことを条件として、RSUについては、権利算定期間である3事業年度が終了し、海外子会社対象役員等が3事業年度中に継続してその地位にあったことを条件として、各海外子会社対象役員等に対して金銭報酬債権を支給し、その全部を現物出資させることで、各海外子会社対象役員等に当社株式を割当てます。ただし、海外子会社株式報酬制度の対象となる海外子会社対象役員等が、当社が正当と認める理由により、業績判定期間又は権利算定期間が満了する前に上記の地位を喪失した場合は、当社は割当株式の数及び割当ての時期を、必要に応じて合理的に調整します。

その他

組織再編時等における海外子会社株式報酬制度の取扱い、基準株式数に関する株式分割又は株式併合時の取扱いその他制度の詳細は、株式報酬規程等（当社の一部海外子会社における株式報酬規程等を含みます。）をもって定めております。

## (1) 株式の種類

当社普通株式

## (2) 発行数

23,105株

## (3) 発行価格

19,810円

## (4) 発行価額の総額

457,710,050円

現物出資財産の内容：海外子会社株式報酬制度に基づき海外対象者に対して付与された金銭報酬債権

現物出資財産の総額：457,710,050円

## (5) 資本組入額（増加する資本金の額）

本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

## (6) 資本組入額の総額（増加する資本金の総額）

本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

## (7) 株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。

## (8) 発行方法

海外子会社株式報酬制度に基づき、海外対象者に割当てる方法によります。

## (9) 引受人の名称

該当事項はありません。

## (10) 募集を行う地域

アメリカ、イギリス及びドイツ

(11) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

手取金の総額

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
	5,000,000	

- (注) 1. 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。  
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。  
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用、外部弁護士費用等であります。

手取金用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

本自己株式処分は、海外子会社株式報酬制度に基づき株式報酬として付与された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資により行われるため、金銭による払込はありません。

(12) 新規発行年月日(払込期日)

2021年8月18日

(13) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

株式会社東京証券取引所

株式会社名古屋証券取引所

(14) 安定操作に関する事項

該当事項はありません。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

### 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第121期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日） 2021年6月28日 関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2021年7月29日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2021年6月30日に関東財務局長に提出

#### 4【訂正報告書】

該当事項はありません。

### 第2【参照書類の補完情報】

参照書類として有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2021年7月29日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2021年7月29日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

富士通株式会社 本店  
（神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）  
株式会社名古屋証券取引所  
（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

## 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第五部【特別情報】

該当事項はありません。